

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	東山地区 (古津賀、佐岡、安並、秋田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	209.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	110 ha
② 田の面積	104 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8.35 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	39.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	25.6 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(古津賀)

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでおり、令和2年度からは中山間地域等直接支払交付金を活用し、また多面的機能支払交付金も活用し、農地の維持管理を行っている。一方で、耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地があること、法面や水路等の管理も負担となっている部分もある。担い手については、一定、確保されており、今後20年程度の農地集積と維持管理は目処が立っている。施設面では、用水路、排水路の老朽化が著しく、営農継続の支障となっている部分がある。

(佐岡)

基盤整備が未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で水稻が行われているが、耕作放棄地となっている農地が多い。水利組合において、一定の農地の維持管理を行っているが、担い手はいない状況となっている。

(安並)

基盤整備済農地と未整備地があり、水稻が中心となっている。多面的機能支払交付金を活用し、一定の農地の維持管理を行っているが、未整備地においては、耕作放棄地も存在する。水稻生産組合があり、農作業を受託し活動しているが、大型機械の更新の目処がたっておらず、機械更新ができない場合には、受託できなくなる事態も想定される。担い手も少数かつ高齢であり、担い手は十分でない状況となっている。

(秋田)※麻生含む

基盤整備済農地と未整備地があり、整備地では施設園芸と水稻が中心となっている。未整備地においては、休耕中の農地もあるが、多面的機能支払交付金を活用し、一定の農地の維持管理を行っている。施設園芸が行われている区域においても、排水路が小さいなどの理由で、浸水する地域もある。

現在、一定規模の営農が行える経営体があるため、農地の利用・集積は一定の目処がたっているが、10年先には、現在の農業者が高齢化するため(特に麻生)、担い手の確保をどうするかという課題はある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要
- ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る
- ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

営農継続が困難な農地等が生じた場合は、集約化を図るため地元協議を踏まえた上、地区内に限らず、地区外の担い手等の中心経営体にも適切な集積を進めていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	22.5 %	将来の目標とする集積率	23.5 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、現場のニーズに応じた農地の貸借を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

(古津賀)

地域内に中心経営体となる担い手が一定存在するため、農地の集積・集約については、この中心経営体が中心となるが、将来を見据えた場合、新たに認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することも必要となる。また、浸水しない農地においては、高収益作物(野菜等)の栽培も視野に入れて、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。

(佐岡)

地域内には担い手は存在せず、個々の飯米農家が小規模で耕作している状況であり、農地の集積・集約の目処はたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、地域内での集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(安並)

地域内には、担い手が存在するが、少数かつ高齢であるため、将来の農地の集積・集約については、この担い手の後継者等となるが、現時点では目処はたっていない。しかし、基盤整備地は耕作条件も良く、現在も地域外から入り作もあるため、地域外の担い手が集積していくことも視野に入れる必要がある。また、担い手は十分でないことから、集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(秋田)

地域内には、施設園芸の経営体が多いため、農地の集積・集約については、現在水稻を行っている中心経営体が担うほか、地域外からの入り作も視野にいれる必要がある。基盤整備地は施設園芸に適しており、施設園芸を行う認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。また、担い手は十分でないことから、集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

今後、地区内の担い手不足のために耕作困難な農地が生じることが想定されるため、農地バンクの機能を有効に活用し、新たな受け手への付け替えを進め、農地の出し手は可能な限り機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。また、認定農業者や認定新規就農者が施設園芸等を行う場合の農地のマッチングにおいても、農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組

中心経営体への農地集積や農業の生産効率の向上には、基盤整備は必須であり、未整備地においては、将来的には、基盤整備及び再整備、用水路の整備を視野に入れ、事業実施主体の育成や集落営農組織等の設立に向けた取り組みを行う。

古津賀地区では農地耕作条件改善事業を実施し、用排水路整備の取組を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

今後も安定的に耕作維持を図るために、中心経営体の担い手や集落営農組織、地区内で確保できない場合には地区外からの雇用等を含め、地区全体で農業振興を図ることが必須となる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農	水稲 施設トマト	2.33 ha	ha	水稲 施設トマト	2.33 ha	ha	1	
2	認農	水稲	14 ha	ha	水稲	14 ha	ha	2	
3	認農	水稲	8.6 ha	ha	水稲	10 ha	ha	3	
4	認農	施設ビーマン 水稲	0.85 ha	ha	施設ビーマン 水稲	0.85 ha	ha	4	
5	利用者	水稲	4.1 ha	ha	水稲	10 ha	ha	5	
6	認農	露地野菜 (オクラ、フロコ リー)	0.5 ha	ha	露地野菜 (オクラ、フロコ リー)	0.5 ha	ha	6	
7	利用者	水稲 露地野菜 (ニンジン他)	1.83 ha	ha	水稲 露地野菜 (ニンジン他)	1.83 ha	ha	7	
8	利用者	水稲 ブドウ	2.09 ha	ha	水稲 ブドウ	2.09 ha	ha	8	
9	利用者	水稲	1.3 ha	ha	水稲	1.3 ha	ha	9	
10	認農	水稲 施設トマト	0.81 ha	ha	水稲 施設トマト	0.81 ha	ha	10	
11	利用者	水稲 施設トマト 小相	0.25 ha	ha	水稲 施設トマト 小相	0.65 ha	ha	11	
12	認農	施設ビーマン	0.86 ha	ha	施設ビーマン	0.86 ha	ha	12	
13	認農	水稲 施設ビーマン	0.99 ha	ha	水稲 施設ビーマン	0.99 ha	ha	13	
14	認農	施設ビーマン	0.25 ha	ha	施設ビーマン	0.3 ha	ha	14	
15	認農	施設トマト	0.25 ha	ha	施設トマト	0.25 ha	ha	15	
16	認農	施設ビーマン	0.25 ha	ha	施設ビーマン	0.25 ha	ha	16	
17	利用者	水稲	1.1 ha	ha	水稲	1.1 ha	ha	17	
18	認農	施設ビーマン	0.25 ha	ha	施設ビーマン	0.25 ha	ha	18	
19	認農	水稲 施設トマト	1.07 ha	ha	施設トマト	1.07 ha	ha	19	
20	利用者	施設ミョウガ	0.25 ha	ha	施設ミョウガ	0.25 ha	ha	20	
21	認農	水稲	13 ha	ha	水稲	13 ha	ha	21	
22	利用者	シシトウ	0.02 ha	ha	シシトウ	0.02 ha	ha	22	
23	認就	施設ビーマン	0.25 ha	ha	施設ビーマン	0.25 ha	ha	23	
24	認就	施設ビーマン	0.25 ha	ha	施設ビーマン	0.25 ha	ha	24	
25	認就	施設トマト サツマイモ	0.21 ha	ha	施設トマト サツマイモ	0.21 ha	ha	25	
26	認就	施設ビーマン	0.3 ha	ha	施設ビーマン	0.3 ha	ha	26	
27	認就	施設ビーマン	0.3 ha	ha	施設ビーマン	0.3 ha	ha	27	
28	利用者	水稲	6 ha	ha	水稲	6 ha	ha	28	
29	利用者	水稲	1.5 ha	ha	水稲	1.5 ha	ha	29	
30	利用者	水稲	5.1 ha	ha	水稲	5.1 ha	ha	30	
31	認就		ha	ha	施設ビーマン	0.3 ha	ha	31	
32	認就		ha	ha	施設ビーマン	0.3 ha	ha	32	
33	利用者	水稲	3.9 ha	ha	水稲	3.9 ha	ha	33	
34	認農	水稲	1.8 ha	ha	水稲	1.8 ha	ha	34	
35	利用者	水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.7 ha	ha	35	
36	利用者	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	36	
37	利用者	水稲 シシトウ	0.9 ha	ha	水稲 シシトウ	0.9 ha	ha	37	
38	認農	施設ナス	0.1 ha	ha	施設ナス	0.1 ha	ha	38	